

入間市建設工事指名業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札において、入間市建設工事等の競争入札参加資格者の資格等に関する規程（平成6年告示第191号。以下「規程」という。）第14条の規定により指名業者を選定するにあたり、必要な指名の基準等を定めるものとする。

(指名業者の選定)

第2条 入間市工事請負業者等指名委員会は、原則として、この要領に定めるところにより指名業者の選定を行うものとする。

(指名業者の要件)

第3条 指名業者として選定することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 規程第3条に定める者
- (2) 当該工事を施工できる業種に該当する者
- (3) 規程第14条に基づき選定することができる者

(指名業者として選定することができない者)

第4条 前条の要件を満たす者であっても、次の各号の一に該当する者は、指名業者として選定することができないものとする。

- (1) 入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年11月1日施行）に基づく指名停止期間中である者
- (2) 過去2年間連続して、工事成績点数が極めて低い者
- (3) 過去2年間の年間平均完成工事高が、当該工事の入札対象額と比較して不十分である者
- (4) 主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である者
- (5) 下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等下請契約関係について、関係行政機関等の情報から不相当であると認められる者
- (6) その他指名業者として選定することが不相当であると認められる者

(選定の方法)

第5条 指名業者を選定する場合は、次に掲げる指名基準項目を総合的に勘案した評価により選定するものとする。

- (1) 経営状況
- (2) 技術・設備状況
- (3) 工事成績の状況
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事からみた施工能力
- (6) 当該工事の施工に対する技術的特性
- (7) その他

2 前項の選定を行うにあたっては、特定の者に偏しないようにするものとする。

(運用)

第6条 前条の規定は、別表第1に定めるところにより運用するものとする。

(選定の方法の例外)

第7条 当該工事の技術的条件、自然・地理的条件、周辺環境条件、緊急性等からみて必要があると認められる場合は、第5条の規定にかかわらず、他に適当な者を選定することができる。

(指名業者数基準)

第8条 指名業者を選定する場合は、当該工事の入札対象額に応じ、別表第2による数の業者を指名するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、別表第2の業者数を増減できるものとする。

附 則

この要領は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

指名業者選定運用基準

指名基準項目	運用基準
経営状況	○経営状況の健全性
技術・設備状況	○技術者の資格・数 ○建設関連施設の保有
工事成績の状況	○過去一定期間における工事成績 ○過去一定期間における工事成績の優秀性
当該工事に対する地理的条件	○工種別の本店所在地と工事場所の距離 ○工種別の営業所等の所在地と工事場所の距離
手持ち工事からみた施工能力	○技術者数及び当該工事と同種工事の手持ち量からみた施工能力
当該工事の施工に対する技術的特性	○過去一定期間における当該工事と同種の工事についての施工実績の状況
その他	○安全管理の状況（現場管理成績、建設業労働災害防止協会加入実績） ○過去一定期間における死亡事故等の発生状況 ○労働福祉の状況 ○過去一定期間の指名回数・契約実績 ○過去一定期間の指名停止若しくは建設業法等の違反状況 ○工事請負契約書及び入札参加時における注意事項等の違反状況 ○格付と当該工事の規模との関連性及び同一格付内における施工能力・経営規模と工事規模との均衡

別表第2（第8条関係）

指名業者数基準

入札対象額		指名業者数
500万円未満		3～5
500万円以上	1,000万円未満	5～7
1,000万円以上	3,000万円未満	7～9
3,000万円以上	9,000万円未満	9～11
9,000万円以上		11以上